

広島県公安委員会決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月22日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

広島県公安委員会規則第10号

広島県公安委員会決裁規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会決裁規則（平成22年広島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「第6条第3号又は第4号」を「第6条第1項第3号又は同条第2項」に改め、同条第17号中「, 第7号, 第9号」を「から第8号まで」に、「第12号」を「第11号」に、「及び第15号」を「, 第14号及び第16号」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日（平成30年10月24日）から施行する。